○経済産業省告示第二十号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第百七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）の一部を次のように改正する。

令和八年三月四日

経済産業大臣　赤澤　亮正

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
一一　輸入貿易管理令（以下「令」という。）第四条第一項第二号の規定による輸入の承認（全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認を除く。以下「二号承認」という。）を受けるべき場合は、次の表の第一に掲げる貨物及び同表の第二に掲げる貨物を輸入するときとする。	一一　輸入貿易管理令（以下「令」という。）第四条第一項第二号の規定による輸入の承認（全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認を除く。以下「二号承認」という。）を受けるべき場合は、次の表の第一に掲げる貨物及び同表の第二に掲げる貨物を輸入するときとする。
第１　（略）	第１　（略）
第２　ワシントン条約動植物及びその派生物、モントリオール議定書附属書に定める物質及び製品、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律に定める第一種指定物質等並びに水銀に関する水俣条約に定める水銀	第２　ワシントン条約動植物及びその派生物、モントリオール議定書附属書に定める物質及び製品、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律に定める第一種指定物質等並びに水銀に関する水俣条約に定める水銀
１　絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下「ワシントン条約」という。）の締約国及び同条約の管理当局に準ずる当局を有する国又は地域（以下「締約国等」という。）以外の国又は地域を原産地又は船積地域とする同条約附属書Ⅰに掲げる種に属する動物又は植物並びにこれらの個体の一部及び派生物（卵、種子、球根、果実（果皮を含む。）、はく製又は加工品をいう。以下同じ。）、同条約附属書Ⅱに掲げる種に属する動物（クロトガリザメ、ヨシキリザメ、アカシュモクザメ、ヒラシュモクザメ、シロシュモクザメ、オナガザメ属全種、ウバザメ、ホホジロザメ、アオザメ、バケアオザメ、ニシネズミザメ、アイザメ科全種、タツノオトシゴ属全種及びホロトゥリア・フスコギルヴァを除く。）又は植物並びにこれらの個体の一部及び派生物（植物の個体の一部及び派生物にあっては、附属書Ⅱにより特定されるものに限る。）並びに同条約の締約国等以外の国又は地域を船積地域とし、かつ、同条約附属書Ⅲに掲げる国を原産地とする附属書Ⅲに掲げる種に属する動物又は植物並びに附属書Ⅲにより特定されるこれらの個体の一部及び派生物	１　絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下「ワシントン条約」という。）の締約国及び同条約の管理当局に準ずる当局を有する国又は地域（以下「締約国等」という。）以外の国又は地域を原産地又は船積地域とする同条約附属書Ⅰに掲げる種に属する動物又は植物並びにこれらの個体の一部及び派生物（卵、種子、球根、果実（果皮を含む。）、はく製又は加工品をいう。以下同じ。）、同条約附属書Ⅱに掲げる種に属する動物（クロトガリザメ、ヨゴレ、ヨシキリザメ、アカシュモクザメ、ヒラシュモクザメ、シロシュモクザメ、オナガザメ属全種、ウバザメ、ホホジロザメ、アオザメ、バケアオザメ、ニシネズミザメ、ジンベイザメ、タツノオトシゴ属全種及びホロトゥリア・フスコギルヴァを除く。）又は植物並びにこれらの個体の一部及び派生物（植物の個体の一部及び派生物にあっては、附属書Ⅱにより特定されるものに限る。）並びに同条約の締約国等以外の国又は地域を船積地域とし、かつ、同条約附属書Ⅲに掲げる国を原産地とする附属書Ⅲに掲げる種に属する動物又は植物並びに附属書Ⅲにより特定されるこれらの個体の一部及び派生物
２～４　（略）	２～４　（略）
一一の二　令第四条第一項第二号の規定による輸入の承認（全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認に限る。以下「二の二号承認」という。）を受けるべき場合は、次の表の第一に掲げる貨物及び同表の第二に掲げる貨物を輸入するときとする。	一一の二　令第四条第一項第二号の規定による輸入の承認（全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認に限る。以下「二の二号承認」という。）を受けるべき場合は、次の表の第一に掲げる貨物及び同表の第二に掲げる貨物を輸入するときとする。
第１　（略）	第１　（略）
第２　ワシントン条約動植物及びその派生物、廃棄物等、化学兵器禁止法に定める特定物質、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約に定める規制物質並びに水銀による環境の汚染の防止に関する法律に定める特定水銀使用製品等	第２　ワシントン条約動植物及びその派生物、廃棄物等、化学兵器禁止法に定める特定物質、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約に定める規制物質並びに水銀による環境の汚染の防止に関する法律に定める特定水銀使用製品等
１　ワシントン条約附属書Ⅰに掲げる種に属する動物（みんく鯨、みなみみんく鯨（くろみんく鯨）、いわし鯨（北太平洋の個体群並びに東経０度から東経70度まで及び赤道から南極大陸に囲まれる範囲の個体群を除く。以下同じ。）、にたり鯨、つのしま鯨、ながす鯨、カワゴンドウ、オーストラリアカワゴンドウ、まっこう鯨、つち鯨、ヨゴレ、イトマキエイ科全種及びジンベイザメを除く。）又は植物（人工的に繁殖させた交配種を除く。）並びにこれらの個体の一部及び派生物（二の表の第２に基づき二号承認を受けるべきものを除く。）	１　ワシントン条約附属書Ⅰに掲げる種に属する動物（みんく鯨、みなみみんく鯨（くろみんく鯨）、いわし鯨（北太平洋の個体群並びに東経０度から東経70度まで及び赤道から南極大陸に囲まれる範囲の個体群を除く。以下同じ。）、にたり鯨、つのしま鯨、ながす鯨、カワゴンドウ、オーストラリアカワゴンドウ、まっこう鯨及びつち鯨を除く。）又は植物（人工的に繁殖させた交配種を除く。）並びにこれらの個体の一部及び派生物（二の表の第２に基づき二号承認を受けるべきものを除く。）
２～５　（略）	２～５　（略）